



開拓の村で見学の際のお願い

- ・火気の持ち込み、使用はできません。また施設内は禁煙です。
- ・下記の「お断りしている行為」「持ち込めないもの」をお守りください。
- ・お子様から常に目を離さないようにしてください。
- ・ベビーカーや車イス等に貴重品や荷物（おみやげを含む）を置いたまま離れないでください。
- ・村内では、各建造物やイベント等を撮影する場合があります、お客様が撮影の対象になる場合があります。
- ・撮影物は、報道、広告宣伝、プロモーション等に使用される場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・村内では、スタッフの指示に従ってください。

お断りしている行為

- ・他のお客様のご迷惑となる行為や開拓の村の営業または運営の妨げになる行為、ならびにこれらのおそれのある行為
- ・法令または公序良俗に反する行為、または反するおそれのある行為

【主な例】

入場

- ・不正入場および入場券（電子チケット等も含む）の不正使用、偽造または改変行為
- ・クレジットカード、電子マネー等の不正使用
- ・不正な転売で入手した入場券の使用

行為

- ・スタッフへの迷惑行為・暴力行為、ならびに無断での撮影・公開
- ・施設設備、展示建造物、展示資料、装飾品等の破損行為
- ・展示建造物内での飲食行為
 - ※飲食可能な建造物等は、旧札幌停車場・旧開拓使札幌本庁舎内のホールとなります
- ・建造物内の立ち入り禁止区域内への侵入、展示資料の触れる行為（ハンズオン資料は除きます）
- ・建造物内での走る、ジャンプ、踊る等の危険行為
- ・開拓の村及び建造物にふさわしくないポーズ
- ・他のお客様の見学の妨げや迷惑となる行為
- ・馬車鉄道、馬そり運行時の側までの近寄り、横断する行為
- ・村内での喫煙
- ・散策路外への侵入
- ・動植物の採取や野鳥等の動物へのエサやり等
- ・球技等

使用

- ・トイレを含む施設での撮影のための着替えやメイク
- ・建造物内でのレフ板、自立式ストロボ、コンセント電源の使用
- ・建造物内や狭い通路などでの三脚、一脚、脚立、自撮り棒の使用

営利目的

- ・物品等の販売・陳列およびサービスの提供、ならびに営利活動（当施設が許可した場合を除きます。）
- ・転売目的での商品の購入
- ・ビラ等の配布
- ・集会、演説、イベント、パフォーマンス

撮影

- ・商業目的の撮影（当施設が許可した場合を除きます。）
- ・他のお客様のご迷惑となる撮影および公衆送信（SNS等でのライブ配信等）
- ・ドローン撮影

服装（特にコスプレ撮影をされる方へ）

- ・公序良俗に反する服装の着用
- ・素肌の露出が極端に多い服装の着用
- ・開拓の村の雰囲気著しく損なう恐れのある服装の着用
- ・他のお客様が不快に思われる可能性がある服装の着用
- ・実在する制服の着用（学校等での見学時は除きます）
- ・着ぐるみの着用、また顔を覆うマスクや仮面等、顔の大半が見えなくなるもの（医療目的に必要なものを除きます）
- ・武器、火器およびそれに似た形態、形状の物や、他のお客様が危険と感じる恐れのあるものを所持、携帯
- ・他のお客様を挑発する、また他のお客様の迷惑となるおそれがあるもの
- ・好ましくない単語やデザインの刺青が露出しているもの
- ・営利目的の宣伝行為となるもの

持ち込めないもの

- ・各種ボール、バトミントン、フリスビー等
- ・ローラースケート、ローラーシューズ、キックボードや自転車
 - ※小さなお子様用の手押し棒付き三輪車はご利用できますが、必ず保護者の方が手押し棒を持ち補助をお願いします
- ・ドローンやラジコン機等
- ・模擬刀や模擬銃など、火器をイメージするものおよびお客様や建造物並びに展示資料に危害を与える恐れのある撮影用の小道具
- ・火気類や危険物等
 - 例) 火気類：引火性液体、火薬類、高圧ガス、毒物類、可燃性物質、爆発・発火・有毒ガス発生のおそれのあるもの、その他有害物質等
 - 危険物：武器及び凶器、刃物類、銃器、モデルガン、エアソフトガン、催涙スプレー、スタンガン等
- ・ペットや動物
 - ※身体障がい者補助犬（アシスタントドッグ、サービスドッグ等）は入場できます。

村内での撮影について

「北海道開拓の村での撮影について」をご確認ください。

野外博物館

北海道開拓の村

〒004-0006

札幌市厚別区厚別町小野幌50-1

TEL.0 11-898-2692 FAX.0 11-898-2694

<https://www.kaitaku.or.jp>

設置者／北海道

指定管理者／一般財団法人北海道歴史文化財団